令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名: 倉吉市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	91.4 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	101.2 %
全職員	71.9 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で 定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

MAN AND AND AND AND AND AND AND AND AND A	
役職段階	男女の給与の差異
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	97.1 %
本庁課長相当職	- %
本庁課長補佐相当職	99.0 %
本庁係長相当職	99.8 %

(2) 勤続年数別

20190 30/31	
勤続年数	男女の給与の差異
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)
3 6 年以上	95.5 %
3 1 ~ 3 5 年	87.3 %
26~30年	92.1 %
21~25年	88.7 %
16~20年	88. 5 %
11~15年	92. 9 %
6~10年	89. 4 %
1~5年	101.1 %

【説明欄】

- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員については、一時的に任用する日額・時間額の職員は除く。
- ・役職段階別の本庁課長相当職区分については、女性職員が1人のため非公表。
- ・男女毎の職員区分(正規職員と会計年度任用職員)別比率について、男性において会計年度任用職員 が占める割合が約10%である一方、女性は約35%となっている。給与水準の低い会計年度任用職員 が占める割合は女性が高く、これが男女の給与の差異となっている。
- ・扶養手当、住居手当を世帯主となっている男性に支給している場合が多いため、勤続年数別の差異に 表れている。(各手当支給額のうち、男性支給割合:扶養手当73%、住居手当69%)
- * 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。